

『1週間でFP3級に合格できるテキスト＆問題集 2025-2026年版』法改正情報

2026年4月 とりい書房 FP研究会

3級FP技能検定の試験問題は、「法令基準日」の時点で施行されている法令等に基づいて出題されます。2026年4月1日を法令基準日とした試験は、2026年6月に開始されます。

『1週間でFP3級に合格できるテキスト＆問題集 2025-2026年版』は、2026年5月までに実施される試験に対応しています。2026年6月～2027年5月実施予定の試験に対応するテキストとしては、『1週間でFP3級に合格できるテキスト＆問題集 2026-2027年版』が2026年5月21日に発売される予定です。

現在『1週間でFP3級に合格できるテキスト＆問題集 2025-2026年版』にて学習されていて、2026年6月以降の試験を受験される方は、法改正情報にご留意ください。なお、主な改正点は次の通りです。

2026年度の主な法改正（2026年6月～2027年5月実施の試験に対応）

○国民年金保険料

月額 17,920 円（2026年度）になった。

○在職老齢年金

60歳以上の就労者は、「給与等と年金月額の合計額」が65万円を越えると、老齢厚生年金が減額されるようになった。

○年金額の改定

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の満額の年金額が847,300円になった（昭和31年4月1日以前生まれは844,900円）。

○NISA つみたて投資枠の拡充（こどもNISA）

税制改正により、未成年（0～17歳）がつみたて投資枠限定で、年間60万円、合計600万円を上限に非課税で投資ができる新しい税制優遇制度が2027年1月から開始される予定。

○教育資金の贈与税の非課税制度の廃止

最大 1,500 万円まで非課税で贈与できる「教育資金一括贈与の非課税制度」は、2026 年 3 月 31 日をもって廃止。

2026 年 4 月 1 日以降は、新規の契約、追加の入金はできない。2026 年 3 月 31 日までに預け入れたお金は引き続き非課税で払い出しが可能。また、卒業や年齢制限までは口座・契約は存続（原則 30 歳まで、30 歳以上で在学中の場合は 40 歳まで）

○所得税の非課税枠の引き上げ

基礎控除では、合計所得金額 489 万円以下で基本控除が 62 万円、令和 8、9 年の特例部分として 42 万円、合わせて 104 万円となる。給与所得控除では、最低保障額が基本控除が 69 万円、特例部分が 5 万円となり、合わせて 74 万円となる。基礎控除 104 万円（基本 62 万円＋特例部分 42 万円）と給与所得控除 74 万（基本 62 万円＋特例部分 5 万円）を合計した給与収入 178 万円までは、所得税がかからない形になる。

○区分所有法の改正

2026 年の区分所有法の改正により、大規模修繕は全所有者ではなく、議会に出席した所有者の 4 分の 3 以上の賛成、建替は耐震不足や著しい老朽化がある場合には 5 分の 4 以上ではなく、4 分の 3 以上の賛成に緩和される。

○青色申告特別控除の見直し

控除額が最大 75 万円へ引き上げられる。

- ・ 複式簿記、優良な電子帳簿で記帳・保存し、電子申告（e-Tax）で 75 万円
- ・ 複式簿記、電子申告（e-Tax）で 65 万円
- ・ 簡易簿記、複式簿記、紙での提出で 10 万円
- ・ 簡易簿記で記帳していた個人で、前々年の事業所得又は不動産所得に係る収入が 1,000 万円を超える場合、0 円

以上